

行政手続法及び秋田県行政手続条例に基づく審査基準等作成
及び公表要領の一部改正について（例規）

平成10年3月11日 秋本務第187号
警察本部長から各所属長あて

行政手続法及び秋田県行政手続条例に基づく審査基準等作成及び公表要領については、「行政手続法及び秋田県行政手続条例に基づく審査基準等作成及び公表要領について（例規）」（平成8年9月30日付け秋本務第900号）により実施してきたところであるが、審査基準等の作成及び公表すべき基準等について一部改正したので遺漏のないようにされたい。

なお、「行政手続法及び秋田県行政手続条例に基づく審査基準等作成及び公表要領について（例規）」（平成8年9月30日付け秋本務第900号）は、平成10年3月10日をもって廃止する。

記

1 審査基準等の作成及び公表すべき基準等

(1) 行政庁が作成・公表すべき基準等

ア 申請に対する許可、認可、免許等についての審査基準

イ 申請に対する許可、認可、免許等についての標準処理期間

ウ 免許の取消、効力の停止等の不利益処分についての処分基準

(2) 基準等を定めることを要しないもの

ア 基準等が「法令の定め」に尽くされている処分

イ 許認可及び処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるもの

ウ 全国又は都道府県に1を限って指定(認可)される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないもの

エ 処分の先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるもの

オ 処分が稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるもの以上のもののほか、処分基準の定めはあるが、公表することにより脱法行為を助長するおそれがあるものについては、当該基準を公表しないこととする。

2 警察関係の行政庁

原則として、次の行政庁ごとに自らの所掌する基準等を定めることとする。

(1) 公安委員会

(2) 警察本部長

(3) 警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）

3 基準等の作成・公表要領

(1) 基準等の作成

ア 公安委員会及び警察本部長が行政庁となる基準等

(ア) 公安委員会及び警察本部長が行政庁となる基準等については、当該事務を所掌する警察本部の課長（以下「主管課長」という。）が警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議した上で、作成、改正又は廃止するものとする。

(イ) 警務課長は、新たに基準等を作成又は既にある基準等を改正した場合は、公表を実施している所属（以下「公表実施所属」という。）に当該基準等を送付し、廃止した場合にはその旨を通知するものとする。

イ 署長等が行政庁となる基準等

(ア) 原則として行政庁が基準等を作成することとなるが、県内で異なった基準等が作成されて取扱いに不均衡が生ずることを避けるため、主管課長が警務課長と協議の上、基準等の案を作成し、公表実施所属に送付するものとする。

(イ) 前記(ア)の送付を受けた行政庁たる署長等は、送付された基準案に基づき基準等の作成、改正又は廃止をするものとする。

(2) 基準等の公表

ア 公表実施所属は、警察本部の警務課、基準等を主管する各課及び高速道路交通警察隊並びに各警察署とする。

イ 公表の事務を担当する係（以下「担当係」という。）は、警察本部の公表実施所属にあっては企画係、警察署にあっては警務係とする。

ウ 公表実施所属は、行政手続法及び条例に基づく警察関係許認可・不利益処分一覧表、審査基準及び処分基準をファイル化して備え付けるものとする。これらについては、以下「公表用ファイル」という。

なお、公表用ファイルの審査基準及び処分基準は公安委員会関係、警察署長関係ごとに綴り込みすること。

エ 基準等の公表は、申請者等の請求に基づき公表用ファイルを閲覧させて行うものとする。

4 公表実施上の留意事項

(1) 公表実施所属は、基準等の改正又は廃止された場合は、遅滞なく公表用ファイルの加除を行うものとする。

(2) 公表用ファイルは、担当係が適切に保管管理し、閲覧の請求があった場合に適正に対応できるようにしておくものとする。

(3) 閲覧は、警察施設内の適当な場所で行うものとし、公表用ファイルの持ち出しは認めないものとする。

(4) 閲覧は、原則として執務時間内とし、夜間又は休日に申請を受けたときは、その旨を教示すること。

(5) 閲覧の請求を受けた時は、閲覧を請求する基準等について、警察関係許認可・不利益処分一覧表により審査基準等の作成の有無を確認し、公表している場合はこれを閲覧させ、定められていない場合又は定められているが公表していない場合はその理由を教示すること。

(6) 申請者等から基準等の写しについて交付の申し出があった場合は、必要部分の写しを無料で交付するものとする。

- (7) 担当係は、申請者等から公表されている基準等についての説明を求められた場合で、その処分に関する事務が自らの所掌に属さないものであるときは、基準等の問い合わせ先欄に記載された公表実施所属の係を教示すること。
- (8) 公表された基準等の閲覧は県民の権利であることから、閲覧の自由を制限していると受け取られるような行為は行わないこと。
- また、「門前払い」、「たらい回し」等の非難を受けることのないよう担当係以外の職員が請求を受理した場合は、遅滞なく担当係に連絡するなどの対応要領について周知徹底を図ること。